

作成日 2022年5月17日

改訂日 2024年6月1日

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : カウンター乳剤  
供給者の会社名称, 住所及び電話番号  
会社名称 : サンケイ化学株式会社  
住所 : 〒110-0005 東京都台東区上野7丁目6-11(第一下谷ビル)  
担当部門 : 開発部  
電話番号 : 03-3845-7951  
FAX番号 : 03-3845-7950  
緊急連絡先 : 同上  
整理番号 : B - 164  
推奨用途 : 農薬(殺虫剤)  
使用上の制限 : 農薬登録内容以外の使用は不可

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類

健康に対する有害性  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1  
皮膚感作性 : 区分1B  
生殖毒性 : 区分2  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2(腎臓、眼、気道、血液)  
区分3(気道刺激性)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分2(肝臓、腎臓、眼、肺、呼吸器、神経系、骨髄、血液、赤血球)

環境に対する有害性  
水生環境有害性 短期(急性) : 区分1  
水生環境有害性 長期(慢性) : 区分1

上記に記載がないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」である。

## GHSラベル要素

## 絵表示



注意喚起語 : 危険  
危険有害性情報 : H318 重篤な眼の損傷  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H371 臓器の障害のおそれ(腎臓、眼、気道、血液)  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(肝臓、腎臓、眼、肺、呼吸器、神経系、骨髄、血液、赤血球)  
H400 水生生物に非常に強い毒性  
H410 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き : 【安全対策】  
P201 使用前に取扱説明書を入手すること。  
P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
P261 ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。  
P264 取扱い後手、顔、眼をよく洗うこと。  
P270 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。  
P271 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。

作成日 2022年5月17日

改訂日 2024年6月1日

- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 必要なとき以外は環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

： 【応急措置】

- P302+P352 皮膚についた場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
- P310 直ちに医師に連絡すること。
- P314 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
- P321 特別な処置が必要である(4. 応急措置を参照)。
- P333+P313 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P391 漏出物を回収すること。

： 【保管】

- P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- P405 施錠して保管すること。

： 【廃棄】

- P501 内容物や容器は、当該規則に従い都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して、適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	含有量
(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア (一般名：ノバルロン)	8.5%
有機溶剤、界面活性剤等	91.5%

化学名又は一般名	含有量	CAS No.	化管法 管理番号	官報公示整理番号	
				化審法	安衛法
ノバルロン	8.5%	116714-46-6	2種479	—	4-(13)-223
N-メチル2-ピロリドン	46-51%	872-50-4	—	(5)-113	8-(1)-1013
石油ナフサ	2-4%	—	—	—	—
ナフタレン	0.2%未満	91-20-3	—	(4)-311	—

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水で洗うこと。  
皮膚刺激又は発疹を生じた場合、医師の診察/手当てを受けること。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに眼科医に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぎ、無理に吐かせない。  
医師の診察/手当てを受けること。

作成日 2022年5月17日

改訂日 2024年6月1日

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤等
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水
- 火災時の特有の危険有害性 : 燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、塩化水素等が含まれる。
- 特有の消火方法 : 消火のための放水により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行うこと。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用すること。
- 消火時の注意 : 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移すこと。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏出時の処理作業には、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用すること。回収が終わるまで十分な換気を行うこと。
- 環境に対する注意事項 : 汚染部は大量の水と中性洗剤を用いて洗浄すること。洗浄の際、河川、湖沼等の水系に流入しないように十分に注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、密閉できる空容器に回収すること。
- 二次災害の防止策 : 付近の着火源・発火源を除去すること。  
風下の人を避難させ、漏出場所への人の出入りを禁止すること。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い 技術的対策 : 取扱う場合は、屋外又は局所排気、又は全体換気の設備のある場所で取り扱う。作業場の換気を十分行う。  
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
火花を発生する機械器具等は使用しないこと。  
火気厳禁。  
取扱場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
- 安全取扱注意事項 : みだりにエアロゾルが発生しないように取り扱う。  
容器の破損や容器からの漏洩を防ぎ、液体や気体の流出に注意すること。
- 局所排気・全体排気 : 「8. ばく露防止及び保護措置」を参照
- 接触回避 : 情報なし
- 衛生対策 : 吸い込んだり、眼や皮膚に触れないよう、長袖の作業衣、保護手袋、保護マスク、保護眼鏡を着用して、できるだけ風上から作業すること。  
取扱い後は、手、顔、眼等を良く洗い、うがいをする。  
休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んで서는ならない。
- 保管 安全な保管条件 : 換気の良い乾燥した冷暗所に密閉して保管すること。気体が滞留する恐れのある場所では、火花を発生する機械器具等は使用しないこと。また、静電気が発生あるいは帯電しないように注意すること。  
飲食品や飼料と区別して保管すること。
- 安全な容器包装材料 : 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : ナフタレン 10 ppm
- 許容濃度 : N-メチル-2-ピロリドン 1 ppm、4 mg/m<sup>3</sup>
- 日本産業衛生学会
- 設備対策 : 室内作業の場合は、換気を適正に行うこと。  
取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置すること。

作成日 2022年5月17日

改訂日 2024年6月1日

保護具

呼吸用保護具	: 防護マスク
手の保護具	: ゴム手袋
目、顔面の保護具	: ゴーグル型保護メガネ
皮膚及び身体の保護具	: 不浸透性作業衣、保護長靴
特別な注意事項	: 情報なし

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 可乳化油状液体
色	: 黄色澄明
臭い	: 情報なし
融点/凝固点	: 情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 情報なし
可燃性	: 情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: 情報なし
引火点	: 104.8 °C(クリーブランド開放式)
自然発火点	: 情報なし
分解温度	: 情報なし
pH	: 5.3 (20.0 g/80 mL 水溶液)
動粘性率	: 情報なし
蒸気圧	: 情報なし
密度及び/又は相対密度	: 1.07 (25 °C)
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の取扱いにおいて反応性なし。
化学的安定性	: 通常の状態では安定。
危険有害反応可能性	: 情報なし
避けるべき条件	: 情報なし
混触危険物質	: 情報なし
危険有害な分解生成物	: 燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、塩化水素等が含まれる。

11. 有害性情報

急性毒性

経口 LD50	: 区分に該当しない ラット雌 >2,500 mg/kg
経皮 LD50	: 区分に該当しない ラット雄雌 >4,000 mg/kg
吸入 LC50	: 情報不足のため分類できない
皮膚腐食性/刺激性	: GHS 分類基準以下であり区分に該当しない 刺激性あり(ウサギ)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

	: 区分 1 刺激性あり(ウサギを用いた動物実験において、21 日間で完全には回復しない作用が認められた。750 倍希釈液は刺激性なし)
--	---

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性	: 情報不足のため分類できない
皮膚感作性	: 区分 1B モルモットを用いた動物実験で陽性が認められた。

作成日 2022年5月17日

改訂日 2024年6月1日

- 生殖細胞変異原性 : 情報不足のため分類できない
- 発がん性 : 情報不足のため分類できない
- 生殖毒性 : 区分1Bに分類されるN-メチル-2-ピロリドンを含む0.3%以上含有することから、製品として区分1Bとした。
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)  
: 区分2(腎臓、眼、気道、血液)に分類される有機溶剤、界面活性剤等を10%以上含有することから、製品として区分2(腎臓、眼、気道、血液)とした。  
区分3(気道刺激性)に分類されるN-メチル-2-ピロリドンを含む20%以上含有することから、製品として区分3(気道刺激性)とした。
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露)  
: 区分1(赤血球、肝臓)に分類されるノバルロンを含む1.0%以上10%未満含有。  
区分2(肝臓、腎臓、眼、肺、呼吸器、神経系、骨髄、血液)に該当する有機溶剤、界面活性剤等を10%以上含有。  
以上のことより、製品として区分2(肝臓、腎臓、眼、肺、呼吸器、神経系、骨髄、血液、赤血球)とした。
- 誤えん有害性 : 情報不足のため分類できない

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

#### 製品として

魚類(コイ)	: LC50(96 hr)	4.01 mg/L
甲殻類(オオミジンコ)	: EC50(48 hr)	0.0034 mg/L
藻類(緑藻)	: ErC50(0-72 hr)	5.59 mg/L
	NOECr	1.3 mg/L

#### ノバルロン

魚類(コイ)	: LC50(96 hr)	>0.744 mg/L
甲殻類(オオミジンコ)	: EC50(48 hr)	0.00028 mg/L
藻類(緑藻)	: ErC50(0-72 hr)	>9.68 mg/L
	NOECr	9.68 mg/L

甲殻類(オオミジンコ)のEC50の結果から、水生環境有害性 短期(急性)を区分1とし、甲殻類(オオミジンコ)のEC50の結果と製品として急速分解性が不明であることから水生環境有害性 長期(慢性)を区分1とした。

- 残留性・分解性 : 情報なし
- 生態蓄積性 : 情報なし
- 土壤中の移動性 : 情報なし
- オゾン層への有害性 : 情報なし

## 13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

- 残余廃棄物 : 関連法規並びに地方自治体の規則に従い、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に廃棄すること。
- 汚染容器及び包装 : 関連法規並びに地方自治体の規則に従って適切に処理を行うこと。

作成日 2022年5月17日

改訂日 2024年6月1日

#### 14. 輸送上の注意

国際規制	国連番号	: 3082
	品名	: 環境有害物質(液体)、他に品名が明示されていないもの(ノバルロン混合物)
	国連分類	: クラス 9
	容器等級	: III
国内規制	陸上輸送	: 道路法等の規定に従う。
	海上輸送	: 船舶安全法の規定に従う。
	航空輸送	: 航空法の規定に従う。
特別の安全対策		: 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 車両、船舶には保護具(手袋、メガネ、マスク等)を常備する他、緊急時の処理に必要な消化器、工具等を備えておく。
応急措置指針番号		: 171

#### 15. 適用法令

##### 化学物質排出把握管理促進法

第一種指定化学物質	: N-メチル-2-ピロリドン(管理番号: 746) ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン(管理番号: 653)
第二種指定化学物質	: (RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素; 別名ノバルロン(管理番号: 479)

##### 労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条)	: N-メチル-2-ピロリドン
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2)	: N-メチル-2-ピロリドン ナフタレン
特定化学物質等(特化則)	: ナフタレン 0.2%未満含有(規制対象は含有濃度が1%を超えるものに限る)

毒劇物取締法	: 普通物
化審法	: 該当しない
消防法	: 引火性液体 危険物第4類・第3石油類非水溶性
船舶安全法	: 環境有害物質(液体)有害物質 等級9
航空法	: その他の有害物件 分類番号9
農薬取締法	: 登録番号 第21303号(登録: 株式会社エス・ディー・エス バイオテック)

#### 16. その他の情報

##### 参考文献

- ・ JIS Z 7252 : 2019 GHSに基づく化学物質等の分類方法
- ・ JIS Z 7253 : 2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 — ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE-CHRIP)
- ・ カウンター乳剤 SDS(株式会社エス・ディー・エス バイオテック 2023年6月)

この安全データシートは現時点で入手可能な資料等をもとに作成しておりますが、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証も成すものではありません。また注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いを行なう場合には自らの責任において用途に適した処置を講ずることが必要であることを理解した上で活用して下さい。